

公共施設マネジメント5ヶ年行動計画について (令和2年度計画)

1 5ヶ年行動計画について

- (1) 5ヶ年行動計画については、「公共施設マネジメント実行計画」の進捗状況を的確に把握し、評価を行いながら取組みを進めていくもの。
- (2) 毎年度第一四半期に前年度の取組結果を取りまとめた上で進捗レベルを評価し、年度後半には翌年度の行動計画を取りまとめる。

2 令和2年度の取組みについて

(1) 効果額（管理運営費等）

公共施設マネジメントによるもの	72,143千円
-----------------	----------

(2) 削減延床面積

11,393m ²

① 公共施設マネジメントによる削減

10,822m ²

② 学校規模適正化による減少

571m ²

【参考】施設が仮に存続した場合の更新費用（試算）

2,950,280千円

① 公共施設マネジメントによるもの

2,824,660千円

② 学校規模適正化によるもの

125,620千円

施設分野	市営住宅																												
実行計画における施設量	2,083千m ² (405施設32,847戸)																												
所管課	建築都市局住宅整備課、住宅管理課																												
計画																													
計画内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設マネジメント実行計画に基づき、市営住宅の建替えによる集約再配置に取り組む。 ○ 公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な維持保全を推進する。 ○ 市営住宅跡地の民間売却等を含む利活用を促進する。 																													
計画工程表																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営住宅の集約・再配置</td><td></td><td></td><td>建替えによる市営住宅の集約再配置 (年平均100戸までを目安とする)</td><td></td><td>→</td><td></td></tr> <tr> <td>既存住宅の長寿命化計画に基づく事業</td><td></td><td></td><td>計画に基づく事業 ・外壁改修、屋上防水等の長寿命化 ・耐震改修工事による既存住宅の耐震化</td><td></td><td>→</td><td>(目標：R2年度末までに耐震化率95%)</td></tr> <tr> <td>跡地の利活用</td><td></td><td></td><td>跡地についてまちづくりの視点から利活用を促進 ・課題の解決等 ・売却、貸付</td><td></td><td>→</td><td></td></tr> </tbody> </table>		内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考	市営住宅の集約・再配置			建替えによる市営住宅の集約再配置 (年平均100戸までを目安とする)		→		既存住宅の長寿命化計画に基づく事業			計画に基づく事業 ・外壁改修、屋上防水等の長寿命化 ・耐震改修工事による既存住宅の耐震化		→	(目標：R2年度末までに耐震化率95%)	跡地の利活用			跡地についてまちづくりの視点から利活用を促進 ・課題の解決等 ・売却、貸付		→	
内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考																							
市営住宅の集約・再配置			建替えによる市営住宅の集約再配置 (年平均100戸までを目安とする)		→																								
既存住宅の長寿命化計画に基づく事業			計画に基づく事業 ・外壁改修、屋上防水等の長寿命化 ・耐震改修工事による既存住宅の耐震化		→	(目標：R2年度末までに耐震化率95%)																							
跡地の利活用			跡地についてまちづくりの視点から利活用を促進 ・課題の解決等 ・売却、貸付		→																								

施設分野	学校施設（小・中学校）																																										
実行計画における施設量	延床面積1,372千m ² うち 小学校131校（801千m ² ）、中学校62校（472千m ² ）																																										
所管課	教育委員会企画調整課、施設課、指導第二課																																										
計画																																											
計画内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育環境の整備による教育効果の向上を図るため、「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」に基づいて、学校規模適正化に取り組む。 ○ 令和2年頃から急激に増大する施設更新については、施設の長寿命化等により対応する。 ○ 学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で、引き続き、体育館や運動場などの学校施設の開放に取り組む。 また、学校施設開放における使用料を徴収する。 ○ 学校の統合や学校施設の更新の際には、多世代が交流できる地域施設となるよう、可能な限り市民センターや放課後児童クラブとの複合化を図る。 ○ 学校規模適正化によって生ずる余剰施設の有効活用を図る。 																																											
計画工程表																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校の規模適正化</td><td></td><td></td><td>・伊川小学校閉校 ・北小倉小学校閉校 ・花房小学校安里分校閉校 ・第2期学校統合校公表</td><td></td><td>→</td><td></td></tr> <tr> <td>小・中学校の施設更新</td><td></td><td>統合校の選定 ⇒ 地元調整 ⇒ 着手</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>小・中学校の施設開放</td><td></td><td>施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で取り組む ●使用料の徴収開始</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>使用料の徴収を検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考	小・中学校の規模適正化			・伊川小学校閉校 ・北小倉小学校閉校 ・花房小学校安里分校閉校 ・第2期学校統合校公表		→		小・中学校の施設更新		統合校の選定 ⇒ 地元調整 ⇒ 着手					小・中学校の施設開放		施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る							学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で取り組む ●使用料の徴収開始							使用料の徴収を検討				
内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考																																					
小・中学校の規模適正化			・伊川小学校閉校 ・北小倉小学校閉校 ・花房小学校安里分校閉校 ・第2期学校統合校公表		→																																						
小・中学校の施設更新		統合校の選定 ⇒ 地元調整 ⇒ 着手																																									
小・中学校の施設開放		施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る																																									
		学校教育に支障がないことや児童生徒の安全確保に十分に配慮した上で取り組む ●使用料の徴収開始																																									
		使用料の徴収を検討																																									

施設分野	市民センター																												
実行計画における施設量	93,400m ² (134施設)																												
所管課	市民文化スポーツ局地域振興課（各区役所コミュニティ支援課）																												
計画	<p>計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の長寿命化や計画的改修に取り組み、整備費用の平準化を図る。令和2年度は老朽化した城野市民センターの建替を計画的に進める。 ○ 施設利用の効率化や利用しやすい環境の改善について、対応可能なものから順次実施。 ○ 関係局等との連携により、コミュニティ拠点の現状把握と個別課題への対応を行う。 																												
<p>計画工程表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿命化及び計画的な改修実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→ 施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る</td></tr> <tr> <td>利用効率化 利用環境改善の検討、実施</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→ 施設利用の効率化や利用しやすい環境の改善について、対応可能なものから順次実施</td></tr> <tr> <td>地域コミュニティ拠点の現状把握と個別課題への対応</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→ 検討・実施可能なところから対応</td></tr> </tbody> </table>		内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考	長寿命化及び計画的な改修実施						→ 施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る	利用効率化 利用環境改善の検討、実施						→ 施設利用の効率化や利用しやすい環境の改善について、対応可能なものから順次実施	地域コミュニティ拠点の現状把握と個別課題への対応						→ 検討・実施可能なところから対応
内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考																							
長寿命化及び計画的な改修実施						→ 施設の長寿命化等により計画的に改修及び維持修繕を行い支出の平準化を図る																							
利用効率化 利用環境改善の検討、実施						→ 施設利用の効率化や利用しやすい環境の改善について、対応可能なものから順次実施																							
地域コミュニティ拠点の現状把握と個別課題への対応						→ 検討・実施可能なところから対応																							

施設分野	年長者いこいの家																					
実行計画における施設量	6,800m ² (159施設)																					
所管課	保健福祉局長寿社会対策課																					
計画	<p>計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、原則として、市の建替え、更新は行わず、市全体で地域コミュニティの拠点のあり方について議論を進める中で、地域の実情を勘案しながら、施設の移譲や市民センターへの集約化などを検討する。 ○ なお、施設の移譲や集約化などの実施にあたっては、地域コミュニティの拠点のあり方について議論した結果を踏まえ、地域住民との意見調整等に着手する。 ○ 地域の集会所等への集約化で意見調整が整った1施設を令和元年度末をもって廃止する。 																					
<p>計画工程表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あり方検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→ 地域コミュニティ拠点の状況調査の結果を基に、年長者いこいの家を切り口とした将来の方向性を確認する。</td></tr> <tr> <td>地域との意見調整等</td><td>→ 2施設廃止</td><td></td><td></td><td>●1施設廃止</td><td></td><td>→ 地域との意見調整が整った箇所から、移譲や集約化、施設の廃止等を実施する。</td></tr> </tbody> </table>		内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考	あり方検討						→ 地域コミュニティ拠点の状況調査の結果を基に、年長者いこいの家を切り口とした将来の方向性を確認する。	地域との意見調整等	→ 2施設廃止			●1施設廃止		→ 地域との意見調整が整った箇所から、移譲や集約化、施設の廃止等を実施する。
内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考																
あり方検討						→ 地域コミュニティ拠点の状況調査の結果を基に、年長者いこいの家を切り口とした将来の方向性を確認する。																
地域との意見調整等	→ 2施設廃止			●1施設廃止		→ 地域との意見調整が整った箇所から、移譲や集約化、施設の廃止等を実施する。																

施設分野	生涯学習センター																																			
実行計画における施設量	24,700m ² (10施設)																																			
所管課	市民文化スポーツ局生涯学習課、生涯学習総合センター																																			
計画																																				
計画内容																																				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の目的に縛られず、公共性を有する活動であれば全ての施設で同様の利用を可能とし、誰もが利用しやすい施設とする。 ○ 建物の老朽化への対応として、若松生涯学習センターの改修工事を行う。 ○ 八幡西生涯学習総合センター折尾分館は、令和元年度末で廃止（条例上令和2年4月1日廃止）する八幡西勤労青少年ホームの跡施設を活用し、令和2年度に移転する。 ○ 誰もが利用しやすい施設とする方針に基づき、勤労婦人センターの跡施設について、生涯学習センター一分館としての活用に向けた協議を行う。 																																				
計画工程表																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民活動拠点施設 共通の動き</td> <td>内部調整・検討</td> <td></td> <td>→● 方針の公表 方針に基づく運用の検討・決定</td> <td></td> <td></td> <td>誰もが利用しやすい施設としての運用</td> </tr> <tr> <td>若松生涯学習 センターの改修</td> <td></td> <td>大規模改修(設計・工事)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>折尾分館の移転</td> <td></td> <td>オリオンプラザからの移転協議</td> <td>→</td> <td>新折尾分館としての運用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤労婦人センター 跡施設の活用</td> <td></td> <td></td> <td>勤労婦人センター跡施設の活用に向けた協議</td> <td>→</td> <td>生涯学習センター一分館としての運用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考	市民活動拠点施設 共通の動き	内部調整・検討		→● 方針の公表 方針に基づく運用の検討・決定			誰もが利用しやすい施設としての運用	若松生涯学習 センターの改修		大規模改修(設計・工事)					折尾分館の移転		オリオンプラザからの移転協議	→	新折尾分館としての運用			勤労婦人センター 跡施設の活用			勤労婦人センター跡施設の活用に向けた協議	→	生涯学習センター一分館としての運用	
内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考																														
市民活動拠点施設 共通の動き	内部調整・検討		→● 方針の公表 方針に基づく運用の検討・決定			誰もが利用しやすい施設としての運用																														
若松生涯学習 センターの改修		大規模改修(設計・工事)																																		
折尾分館の移転		オリオンプラザからの移転協議	→	新折尾分館としての運用																																
勤労婦人センター 跡施設の活用			勤労婦人センター跡施設の活用に向けた協議	→	生涯学習センター一分館としての運用																															

施設分野	勤労青少年ホーム																					
実行計画における施設量	4,100m ² (3施設)																					
所管課	保健福祉局総務課																					
計画																						
計画内容																						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の目的に縛られず、公共性を有する活動であれば全ての施設で同様の利用を可能とし、誰もが利用しやすい施設とする。 ○ 令和元年度末で廃止（条例上令和2年4月1日廃止）する施設の跡地のうち、門司・若松については、民間売却を基本として有効活用を図る。八幡西については、八幡西生涯学習総合センター折尾分館として活用する。 																						
計画工程表																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民活動 拠点施設 共通の動き</td> <td>内部調整・検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>あり方検討</td> <td>今後のあり方公表 マネジメントによる調整 利用者の状況把握 周辺施設の状況把握 利用者への説明・意見聴取 利用の振替の検討 あり方の検討</td> <td>→● 検討に基づいた対応 ● 廃止 利用調整 等</td> <td></td> <td>● 民間売却等の有効活用（門司・若松） 八幡西生涯学習総合センター折尾分館として活用（八幡西）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考	市民活動 拠点施設 共通の動き	内部調整・検討						あり方検討	今後のあり方公表 マネジメントによる調整 利用者の状況把握 周辺施設の状況把握 利用者への説明・意見聴取 利用の振替の検討 あり方の検討	→● 検討に基づいた対応 ● 廃止 利用調整 等		● 民間売却等の有効活用（門司・若松） 八幡西生涯学習総合センター折尾分館として活用（八幡西）		
内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考																
市民活動 拠点施設 共通の動き	内部調整・検討																					
あり方検討	今後のあり方公表 マネジメントによる調整 利用者の状況把握 周辺施設の状況把握 利用者への説明・意見聴取 利用の振替の検討 あり方の検討	→● 検討に基づいた対応 ● 廃止 利用調整 等		● 民間売却等の有効活用（門司・若松） 八幡西生涯学習総合センター折尾分館として活用（八幡西）																		

施設分野	男女共同参画施設																					
実行計画における施設量	15,300m ² (3施設)																					
所管課	総務局男女共同参画推進課																					
計画																						
計画内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の目的に縛られず、公共性を有する活動であれば全ての施設で同様の利用を可能とし、誰もが利用しやすい施設とする。 ○ 勤労婦人センターについては、令和2年度末で施設における特定目的を見直す方針であり、それに向けた利用者等への説明や意見聴取を行う。 																						
計画工程表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> <th style="text-align: center;">R1</th> <th style="text-align: center;">R2</th> <th style="text-align: center;">R3</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">市民活動拠点施設共通の動き</td> <td style="text-align: center;">内部調整・検討</td> <td></td> <td style="text-align: center;">●方針公表 → 方針に基づいた対応</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">あり方検討</td> <td></td> <td style="text-align: center;">見直し内容や手順などの検討</td> <td style="text-align: center;">●方針公表 → 【勤労婦人センター（東部・西部）】 → ●用途廃止 方針に基づく利用者等への説明・意見聴取 → ソフト事業の検討（ムーブ・ウーマンワーク カフェへの集約等）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">→ 検討に基づいた対応</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考	市民活動拠点施設共通の動き	内部調整・検討		●方針公表 → 方針に基づいた対応				あり方検討		見直し内容や手順などの検討	●方針公表 → 【勤労婦人センター（東部・西部）】 → ●用途廃止 方針に基づく利用者等への説明・意見聴取 → ソフト事業の検討（ムーブ・ウーマンワーク カフェへの集約等）		→ 検討に基づいた対応	
内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考																
市民活動拠点施設共通の動き	内部調整・検討		●方針公表 → 方針に基づいた対応																			
あり方検討		見直し内容や手順などの検討	●方針公表 → 【勤労婦人センター（東部・西部）】 → ●用途廃止 方針に基づく利用者等への説明・意見聴取 → ソフト事業の検討（ムーブ・ウーマンワーク カフェへの集約等）		→ 検討に基づいた対応																	

施設分野	市民会館、文化ホール																					
実行計画における施設量	63,000m ² (8施設)																					
所管課	市民文化スポーツ局文化部文化企画課																					
計画																						
計画内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核拠点施設は、建物の長寿命化を図り、維持・存続していく。 ○ 地域拠点施設は、耐用年数が到来した更新時期に、他の施設との複合化や多機能化を検討するほか、利用状況等を勘案して適切に規模の見直しを行う。 ○ 更新時期を迎える門司市民会館は門司港地域の複合公共施設に集約し、規模を縮小する。 																						
計画工程表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> <th style="text-align: center;">R1</th> <th style="text-align: center;">R2</th> <th style="text-align: center;">R3</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">門司市民会館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">●令和5年度以降集約 ↓ ●新設（門司港複合公共施設）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">若松市民会館</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">大規模改修（設計・工事）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考	門司市民会館						●令和5年度以降集約 ↓ ●新設（門司港複合公共施設）	若松市民会館			大規模改修（設計・工事）			
内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考																
門司市民会館						●令和5年度以降集約 ↓ ●新設（門司港複合公共施設）																
若松市民会館			大規模改修（設計・工事）																			

施設分野	図書館																																																																						
実行計画における施設量	27,100m ² (21 施設) 中央図書館、平成29年度に供用開始を予定している小倉南図書館を含む 地区図書館(6)、分館(11)、国際友好記念図書館、視聴覚センター、 旧戸畠図書館																																																																						
所管課	教育委員会企画調整課、中央図書館																																																																						
計画	計画内容																																																																						
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央図書館を中心拠点施設とし、地区図書館を地域拠点施設とした図書館サービス体制に移行し、分館については、大規模区役所出張所周辺の施設を存続することとする。 ○ 図書館サービスの充実については、現在、図書館協議会から答申のあった「これから図書館サービスのあり方について」などを踏まえ、検討する。 ○ 更新の際には出来るだけ複合化を図り、閲覧室の適正規模確保に努める。 ○ 門司図書館、国際友好記念図書館 (H30.3.31廃止) は門司港地域の複合公共施設に集約する。 ○ 折尾分館は折尾地区総合整備事業で解体されることから JR 折尾駅周辺高架下への移転を進める。 																																																																						
計画工程表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>内容</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際友好記念図書館</td> <td></td> <td>→ 廃止、観光施設に転用 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>門司図書館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>> ● 令和5年度以降集約  ● 新設（門司港複合公共施設）</td> </tr> <tr> <td>中央図書館 視聴覚センター 勝山分館</td> <td>存続運営 → 廃止</td> <td></td> <td>● 子ども図書館新設</td> <td></td> <td></td> <td>></td> </tr> <tr> <td>小倉南図書館</td> <td>● 新設 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>></td> </tr> <tr> <td>企救分館</td> <td></td> <td>→ 廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>八幡図書館</td> <td>存続運営</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>></td> </tr> <tr> <td>八幡東分館</td> <td></td> <td></td> <td>→ 廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸畠分館</td> <td></td> <td>→ 廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>折尾分館</td> <td></td> <td>移転検討</td> <td></td> <td>仮移転 → 移転先の設計・建設工事</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考	国際友好記念図書館		→ 廃止、観光施設に転用 					門司図書館						> ● 令和5年度以降集約  ● 新設（門司港複合公共施設）	中央図書館 視聴覚センター 勝山分館	存続運営 → 廃止		● 子ども図書館新設			>	小倉南図書館	● 新設 					>	企救分館		→ 廃止					八幡図書館	存続運営					>	八幡東分館			→ 廃止				戸畠分館		→ 廃止					折尾分館		移転検討		仮移転 → 移転先の設計・建設工事		
内容	H29	H30	R1	R2	R3	備考																																																																	
国際友好記念図書館		→ 廃止、観光施設に転用 																																																																					
門司図書館						> ● 令和5年度以降集約  ● 新設（門司港複合公共施設）																																																																	
中央図書館 視聴覚センター 勝山分館	存続運営 → 廃止		● 子ども図書館新設			>																																																																	
小倉南図書館	● 新設 					>																																																																	
企救分館		→ 廃止																																																																					
八幡図書館	存続運営					>																																																																	
八幡東分館			→ 廃止																																																																				
戸畠分館		→ 廃止																																																																					
折尾分館		移転検討		仮移転 → 移転先の設計・建設工事																																																																			

施設分野	青少年施設（青少年の家、青少年キャンプ場、児童文化施設）
実行計画における施設量	25,600m ² (青少年の家(8)、青少年キャンプ場(6)、児童文化施設(2))
所管課	子ども家庭局青少年課

計画

計画内容

（青少年の家）

- 利用者や配置バランスを考え、施設の集約を図る。
- 指定管理者の意向などを踏まえて名称を「青年の家」「少年自然の家」から「自然の家」に改めるなどの検討を行い、誰もが使いやすい社会教育施設とする。
- 更新、集約、廃止についての具体的な時期や対象施設についての方針を定める。

（青少年キャンプ場）

- 自然と触れ合える野外での生活を体験するキャンプ本来の目的に最も相応しく、かつ、管理運営団体がしっかりと組織されている施設に集約し、需要に応じたものとする。

（児童文化施設）

- 市内唯一のプラネタリウムを併設する児童文化科学館は、施設・設備の老朽化が進んでいることから、「東田地区」に移設し、ものづくりのまちに相応しい科学館として整備していく。

- こども文化会館は、少子化が進んでいる現在でも一定の利用者を確保していることから、施設のあり方について、利用者や関係団体等の意見を伺いながら検討していく。

計画工程表



施設分野	スポーツ施設
実行計画における施設量	91,400m ² (97施設) 〔 体育館(18)、柔剣道場(8)、弓道場(5)、野球場(16)、 〔 庭球場(15)、陸上競技場(4)、運動場・球技場(9)、プール(22) 〕〕
所管課	市民文化スポーツ局スポーツ振興課 建設局緑政課

計画

計画内容

- スポーツ施設については、以下のコンセプトを基に進める。
 - ・ハード・ソフトの連携、「選択と集中」による施設の集約・拠点化
 - ・サービス水準の低下を抑えつつ、維持管理費の縮減を図る
- ハード面では、各施設を特性ごとに分類し、老朽度、集積度、施設規模等に配慮しながら、適正規模となるように見直しを進める。
- ソフト面では、利用時間区分の見直し等による利便性の向上の取り組みを進める。
- 桃園市民プールについては室内プールに集約のうえ建て替えを行い、令和2年度に供用開始する。
- 岩ヶ鼻市民プールについては、廃止に向けた協議・検討を進める。
- アーチェリー場については、桃園弓道場の遠的場から分離し、城山緑地での整備を進め、令和2年度に供用開始する。

計画工程表

